

議案第70号

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

令和7年12月5日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正が
必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

一般職の職員に行う人事院勧告に基づく改正に伴い、会計年度任用職員
についても、所要の改正を行う。

2 改正内容

○給料表の改正

月12, 300円から段階的に月10, 200円の引上げ。

○期末手当の支給率の引上げ

支給月数を0.025月引上げ（現行2.5月⇒改定2.525月）

○勤勉手当の支給率の引上げ

支給月数を0.025月引上げ（現行2.1月⇒改定2.125月）

3 附則

・公布の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

・特例措置

期末手当について、令和7年12月分の期末手当の支給月数については1.
275月とし、通年で100分の2.5月分の引上げとなるよう調整する。

勤勉手当について、令和7年12月分の勤勉手当の支給月数については1.
075月とし、通年で100分の2.5月分の引上げとなるよう調整する。

(参考)

		6月期	12月期
令和7年度 期末手当	会計年度任 用職員	1.25月（支給済み）	1.275月（現行1. 25月）
令和8年度 期末手当	会計年度任 用職員	1.2625月	1.2625月

		6月期	12月期
令和7年度 勤勉手当	会計年度任 用職員	1.05月（支給済み）	1.075月（現行1. 05月）
令和8年度 勤勉手当	会計年度任 用職員	1.0625月	1.0625月

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日野町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第12条 略 2及び3 略 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 5及び6 略	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第12条 略 2及び3 略 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 5及び6 略
(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第12条の2 略 2及び3略 4 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(14) 略 5及び6 略	(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第12条の2 略 2及び3 略 4 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(14) 略 5及び6 略

別表 (第3条関係)

給料表

号給	給料月額 円
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600

別表 (第3条関係)

給料表

号給	給料月額 円
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000
6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000
19	210,600

20	224, 100	20	212, 100
21	225, 600	21	213, 600
22	227, 200	22	215, 200
23	228, 800	23	216, 800
24	230, 400	24	218, 400
25	232, 000	25	220, 000
26	233, 700	26	221, 700
27	235, 000	27	223, 000
28	236, 300	28	224, 300
29	237, 600	29	225, 600
30	238, 700	30	226, 700
31	239, 800	31	227, 800
32	240, 900	32	228, 900
33	242, 000	33	230, 000
34	242, 900	34	231, 100
35	243, 800	35	232, 200
36	244, 800	36	233, 300
37	245, 800	37	234, 400
38	246, 700	38	235, 400
39	247, 600	39	236, 400
40	248, 400	40	237, 300
41	249, 200	41	238, 200
42	249, 900	42	239, 100
43	250, 500	43	239, 900
44	251, 100	44	240, 700

45	251,800	45	241,400
46	252,400	46	242,000
47	253,000	47	242,600
48	253,600	48	243,200
49	254,100	49	243,800
50	254,700	50	244,400
51	255,300	51	245,000
52	255,800	52	245,500
53	256,200	53	246,000
54	256,600	54	246,400
55	256,900	55	246,700
56	257,200	56	247,000
57	257,500	57	247,300
58	257,800	58	247,600
59	258,100	59	247,900
60	258,400	60	248,200
61	258,700	61	248,500
62	259,000	62	248,800
63	259,300	63	249,100
64	259,600	64	249,400
65	259,900	65	249,700
66	260,200	66	250,000
67	260,500	67	250,300
68	260,800	68	250,600
69	261,100	69	250,900

70	261,400	70	251,200
71	261,700	71	251,500
72	262,000	72	251,800
73	262,300	73	252,100
74	262,600	74	252,400
75	262,900	75	252,700
76	263,200	76	253,000
77	263,500	77	253,300
78	263,800	78	253,600
79	264,100	79	253,900
80	264,400	80	254,200
81	264,700	81	254,500
82	265,000	82	254,800
83	265,300	83	255,100
84	265,600	84	255,400
85	265,900	85	255,700
86	266,200	86	256,000
87	266,500	87	256,300
88	266,800	88	256,600
89	267,100	89	256,900
90	267,400	90	257,200
91	267,700	91	257,500
92	268,000	92	257,800
93	268,300	93	258,100

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第12条第4項及び第12条の2第4項は令和8年4月1日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和7年12月に支給する期末手当については、改正前の条例第12条第4項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」とする。

(勤勉手当に関する特例措置)

3 令和7年12月に支給する勤勉手当については、改正前の条例第12条の2第4項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

(給与の内払)

4 改正後の会計年度任用職員の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。